平成２１年（フ）第１９１号
茨城県日立市東金沢町２丁目４番23―201号
債務者　金子由起子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１９２号
茨城県日立市大久保町４丁目14番４－６号、前住所茨城県日立市大久保町３丁目６番28―３号
債務者　本田早百合（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１８３号
茨城県牛久市栄町３丁目186番地　長谷川ビル303
債務者　﨑山るり子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
茨城県守谷市薬師台２丁目11番地４レオパレスサンスイ205号室
債務者　阿部　俊也
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
茨城県守谷市野木崎37番地の11
債務者　池田　静夫
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘７丁目７番地１　ヴィンテージ藤ケ丘Ａ棟
債務者　小島　克朗
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
茨城県守谷市本町3419番地アークエステート守谷Ｂ203
債務者　真壁　裕司
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
茨城県龍ケ崎市佐貫町740番地　アクティ佐貫６棟303号室
債務者　植𦚰　春吉
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
長野県安曇野市穂高8221番地３　ウエストハイツ201
債務者　荻窪　幸成
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２８５号
長野県安曇野市穂高8221番地３　ウエストハイツ201
債務者　荻窪　幸恵
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第９３９号
兵庫県尼崎市七松町１丁目３番１―907号
債務者　永野　真也
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９４８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目25番５号　サンロード武庫之荘306号、前住所大阪市浪速区恵美須西２丁目２番６―903号
債務者　橋口　翔吾
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０４５号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目１番22号ヌーベルシャトー301号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町５丁目17番８号こけっと塚口Ⅱ502号
債務者　山根　道夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０６２号
兵庫県芦屋市東芦屋町２番16―301号
債務者　松山こと　李　　桂子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６６号
徳島市城東町２丁目６番30号
債務者　北原　邦夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１６号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地10エトワールおばせ508
債務者　築城　　学
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係